

稲城市民憲章・稲城市平和都市宣言

稲城市民憲章

(昭和五十六年十一月一日 制定)

縄文の昔から緑豊かな多摩の横山と多摩川の清流にはぐくまれた私たちのまち稲城。
私たちは、このまちに住み、このまちを愛し、いつまでも平和で友愛に満ちた心のふるさと、稲城市を作るために、市民憲章を定めました。
市民ひとりひとりがこの憲章を心の道しるべとして、より豊かなまちとなるよう協力しましょう。

一 太陽と緑をたいせつにし、
土の香りのあるまちを作りましょう。

一 市民としての自覚をもち、
助け合つて住みよいまちを作りましょう。

一 年よりやごどもをいたわり、
若い力を育てるまちをつくりましょう。

一 心身ともに健やかに
笑顔で働けるまちをつくりましょう。

一 伝統を尊び、文化を高め、
未来に展望がもてるまちをつくりましょう。

稲城市平和都市宣言

(平成三年三月七日 制定)

かけがえのない、この美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人々の心は共通のものであります。
現行憲法に貫かれた平和の精神をもとに、非核三原則を遵守し、世界の人々と手を携えて、人類永遠の平和を築くことが私たちの責務です。

市民憲章の心を基本理念として、私たちは真の平和と幸せを望み、このまちに住み、このまちを愛し、いつまでも平和で友愛に満ちた心のふるさと稲城をつくるために努力しています。

ここに稲城市制定二十周年の年を迎え、平和への誓いを新たに決意し、稲城市が平和都市であることを宣言します。